

農林水産大臣 殿

食料・農業・農村政策審議会会長

答 申

平成25年1月25日付け24生畜第1988号で諮問があった平成25年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「限度数量」という。）及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成25年1月25日付け24生畜第2032号で諮問があった平成25年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成25年1月25日付け24生畜第2033号で諮問があった平成25年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

記

- 1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。  
牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。  
肉用子牛の合理化目標価格については、平成25年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。